

平成27年12月9日判決言渡し 同日判決原本交付 裁判所書記官

平成27年(行ケ)第44号 裁決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成27年11月11日

判 決

相模原市南区下溝445番地2 エスコート・パートI-205

原 告	小 林 丈 人
同訴訟代理人弁護士	五 百 蔵 洋 一
同	関 哉 直 人

横浜市中区日本大通1

被 告	神 奈 川 県 選 挙 管 理 委 員 会
同 代 表 者 委 員 長	山 田 吉 三 郎
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	池 田 陽 子
同 指 定 代 理 人	富 岡 傑
同	和 田 浩
同	武 藤 健 一 郎
同	遠 藤 竜 矢
同	北 島 芳 文
同	國 本 壮 平

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

平成27年4月12日執行の相模原市議会議員選挙南区選挙区における当選の効力に関する原告の審査申立てにつき、平成27年8月7日付けで被告がした裁決を取り消す。

## 第2 事案の概要

本件は、平成27年4月12日に執行された相模原市議会議員選挙南区選挙（以下「本件選挙」という。）において、相模原市選挙管理委員会（以下「市選管委員会」という。）が原告を当選人として告示したものの、当選人とならなかった次点の大槻和弘が申し立てた当選の効力に関する異議の申出に基づき、市選管委員会が原告の当選を無効とする旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原告がこれを不服として被告に対して審査の申立てをしたところ、被告が同申立てを棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をしたため、原告がその取消しを求めて訴えを提起した事案である。

## 第3 前提事実（争いのない事実及び各項目末尾に記載の証拠により容易に認定できる事実）

- 1 原告は、平成27年4月3日に告示され、同月12日に執行された相模原市議会議員選挙南区選挙区（以下「本件選挙区」という。）に候補者として立候補した。同選挙区における定数は18人であり、原告を含め、合計29人が立候補したが、その中には、大槻和弘及び大槻研がいた。（乙7）
- 2 相模原市議会議員選挙は、期日前投票を除き、平成27年4月12日午前7時から午後8時までの間に投票が行われた。本件選挙区については、相模原市立総合体育館（相模原市南区麻溝台2284番地1。以下「総合体育館」という。）の大体育室に設営された開票所において、定刻の同日午後8時50分から相模原市市議会議員選挙南区選挙区選挙会（以下「南区選挙会」という。）が開会されて開票作業が開始され、翌13日午前0時27分、南区選挙会は閉会した。開票の結果は、投票総数が10万2298票であり、有効投票は9万9811票、無効投票は2487票と判定され、当選者が確定された。（乙2、7）

これに基づき、市選管委員会は、原告の得票数を3304票、大槻和弘の得票数を3303、339票と判定し、原告について当選人の決定をした。大槻

和弘は、次点で当選人とならなかった。(乙7, 弁論の全趣旨(答弁書))

3 次点とされた大槻和弘は、平成27年4月27日、市選管委員会に対し、大槻和弘と大槻研との間で按分とされた票(以下「按分票」という。)及び2487票の無効票を開示し、大槻和弘の得票数を再確定するよう異議を申し出た。(甲1)

4 市選管委員会は、平成27年5月20日、大槻和弘、相模原市南区選挙管理委員会(以下「区選管委員会」といい、市選管委員会と併せて「市・区選管委員会」という。)等の立合いのもと、保管されていた投票用紙のうち、無効票、「大槻」の按分票及び大槻研の有効票の3種類である合計7888票について開披再点検を行った。

その結果、市選管委員会は、平成27年5月24日、無効票のうちの白票数については南区選挙会が確定させた1683票より8票多い1691票とし、按分票、大槻和弘及び大槻研の各有効票についての効力判定は正当であるものの、無効票のうち「公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」(公職選挙法(以下、単に「法」という。)68条1項8号)の票束の中に、「大つきか●ひ」(以下「●, ▲, ■」は、判読不能の文字を表す。)と記載されていて、大槻和弘の有効票と判定できる1票(以下「本件異動票」という。)があったため、大槻和弘の得票数が3304.340票となり、原告の得票数3304票を上回ることから、原告の当選を無効とし、大槻和弘を当選人とする旨を原決定をしてその旨の告示をした。(甲1, 乙17)

5 原告は、平成27年6月10日、被告に対し、本件異動票は開票作業後に無効投票の束に潜り込まされたなどと主張して、法202条2項に基づき、審査の申立てを行った。(甲2)

6 被告は、原告、大槻和弘、市・区選管委員会の立合いのもと、全候補者の有効投票及び無効投票について開披点検を行うとともに、申立人に対する審尋、開票作業に従事した審査第1係及び同第2係の各班長の証人尋問等を行った。

その結果、被告は、平成27年8月7日、本件異動票が開票確定後に潜り込まされたものとは認められないとした上で、本件異動票は、「かずひろ」と書くようとして誤記したものと認められ、大槻和弘に対する有効投票と解するのが相当であるとして、原告の審査申立てを棄却する旨の本件裁決をした。(甲2)

#### 第4 争点

##### 1 本件異動票は、無効票の中に潜り込まされたものか否か

###### (1) 原告の主張

本件異動票は、市選管委員会による開披再点検の際、無効票のうち「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」の票束から見付けられたものであるところ、本件選挙では、投票者数10万2300人に対して10万2307枚の投票用紙が用いられており、この7枚の投票用紙のうち、6枚は白票として投票保管箱に入っていたが、残りの1枚が行方不明であるから、本件異動票は、平成27年4月13日午前0時27分に当選者が確定された時点には存在せず、その後、同日午前1時30分に投票保管箱が封印されるまでの間、又は、投票保管箱が封印された後において、上記行方不明とされた投票用紙を用いて、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」とされた票のうちの1票と差し替えて潜り込ませたものというべきである。これは、本件開票作業に従事した審査第1系の班員10人のいずれもが、市選管委員会事務局による聞き取り調査に対し、本件異動票を見たと述べておらず、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」に分類したとも述べていないことや、審査第2系では無効票は一切点検していなかったこと、本件選挙では、白票が端数票束から選挙録よりも8票多く発見されるという事態が生じていたこと、開票作業後の投票用紙は投票保管箱に詰められ、総合体育館役員控室を経て当麻倉庫において保管されたとされるが、総合体育館や当麻倉庫はいずれも職員の出入りが可能であったことから明らかである。

仮に、本件異動票が、当選確定時に存在しなかったとまでいえないとしても、存在したとはいえないから不審票というべきところ、不審票は、憲法31条が保障する適正手続に反するものというべきであるから、排除すべきである。

## (2) 被告の主張

審査第1係は、班長及び副班長を含めて10人の班員が、審査第2係は、班長及び副班長を含めて8人の班員がそれぞれ配属されて開票作業に従事したものであるところ、いずれも限られた時間の中で多数の票の効力判定をしたのであるから、これら班員が記載内容まで記憶していないことはあり得るし、また、本件異動票が大槻和弘又は大槻研のいずれの候補者を記載したものが明らかでないとして、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」に該当する無効票に分類することもあり得るから、本件異動票が当選確定時に存在しなかったとはいえない。現に、被告の開披再点検により、候補者松川きみひろについて、無効票の中から有効票が見つかる場所がある。

原告は、本件異動票が、当選確定後に無効票の中に潜り込まされた旨を主張するが、無効票の票束は、審査第2係から選挙立会人に回付され、選挙長、選挙立会人及び報道機関記者席の前面で、かつ、一般参観人も参観できる有効投票集積台に置かれていたから、無効票の票束の中に本件異動票を潜り込ませることは不可能であり、その後も、総合体育館役員控室及び当麻倉庫において適正に管理されていたから、当選確定後に本件異動票を潜り込ませることは不可能である。

なお、選挙録よりも8票多く発見された白票は、無効票の端数票束に記載された集計用の票数を書き換えたものにすぎず、本件異動票とは何ら関係がない。

## 2 本件異動票は、無効票と解すべきか否か

(1) 原告の主張

投票の効力判定は、最高裁判例（最高裁判所昭和42年(㉜)第22号・昭和42年9月12日第3小法廷判決・民集21巻7号1770頁。以下「昭和42年判例」という。）に従うべきであり、同判例は「投票の記載によっては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者の中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方はにわかに容認しがたい。」と判示しているところ、これによれば、本件異動票である「大つきか●ひ」は、「ろ」の文字がない上に「●」は判読不能であるから、誤記ではなく故意に文字を抹消したものであるべきであり、無効票と解すべきである。現に、被告は、無効票の中から抽出した「おおつき▲■」を、大槻和弘又は大槻研のいずれかの候補者の有効投票と解することは困難であるとして無効票と解しているところである。

(2) 被告の主張

法67条後段は、投票の効力決定に当たっては、法68条の規定に反しない限りにおいて、投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効としなければならない旨を規定するところ、同条に関する従来の最高裁判所判例（最高裁判所昭和26年(㉜)第879号・昭和27年7月11日第2小法廷判決・民集6巻7号653頁（以下「昭和27年判例」という。）、最高裁判所昭和30年(㉜)第985号・昭和31年2月3日第2小法廷判決・民集10巻2号19頁（以下「昭和31年判例」という。）及び昭和42年判例）を踏まえると、投票の効力判定に当たっては、投票の秘密保持、選挙の公正確保に意を尽くしながら、投票用紙の記載自体、用いられた投票用紙等の専ら形式的要素を基準として選挙人の意思を客観的に推測し、選挙人の選挙権行使の意図を尊重し、投票の記載が拙劣、不明確又は不正確であっても、記載の類似性から候補者の一人に投票を帰属させることができるときは当該候補

者の有効投票とするなど、できるだけ投票を有効としなければならないというのが同条の法意に沿うものと解される。

これによれば、本件異動票である「大つきか●ひ」は、名の部分において、大槻研の「けん」とは視覚的にも音感においても類似性が認められない一方、1文字目の「か」と3文字目の「ひ」が大槻和弘の「かずひろ」と一致しているから、本件異動票は、「大つきかずひろ」と記載しようとして名を誤記したものと認めるのが相当である。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 争点1（本件異動票は、無効票の中に潜り込まされたものか否か）について
  - (1) 認定事実（各項目末尾に記載の証拠及び弁論の全趣旨）により認められる事実は、以下のとおりである。

#### ア 相模原市議会議員選挙の選挙態勢

本件選挙に先立ち、市・区選管委員会は、平成27年3月28日、「班長・副班長・指定係班員用」として「開票事務の手引き」（乙6）を作成して開票担当職員に配布した。同手引きには、開票事務の一般的事項や従事者の心得のほか、係別の事務内容、票の流れ、開票所の平面図等がコンパクトに記載されているが、審査第1係の事務内容としては、

「1）疑問票として回付されてきた投票を審査し、有効投票、無効投票、疑義投票、あん分対象票に大別する。 3）無効投票と認められるものについては、無効事由別に分類し、審査第2係に回付する。 4）疑義投票、あん分対象票については審査第2係に回付する。」と、また、審査第2係の事務内容としては、「1）疑問票について、実例判例等を参考に有効、無効を十分検討して判定する。 2）有効投票と判定した投票は、候補者ごとに分類・点検したうえで、卓上の計数機で2回計数し、候補者別の『有効投票票せん』をつけ、票数を記入してから、得票計算①（1号機）で入力処理をしてもらう。（無効と判定した投票は、無効

事由別に分類・点検し、同様に処理する。）」と記載されていた。

なお、投票を分類するに際して、投票の効力の決定をどう判断するかにつき、市・区選管委員会は、平成23年9月27日付けで、「投票の効力の決定（選挙時報第60巻第2号から抜粋）」と題する冊子（乙11）を作成しており、その中で、法67条後段の趣旨として、「投票の秘密保持、選挙の公正確保に意を尽くしながら、投票用紙の記載自体、用いられた投票用紙等、もっぱら形式的な要素を基準として選挙人の意思を客観的に推測し、また選挙人の選挙権行使の意図を尊重し、たとえ投票の記載が拙劣、不明確、不正確であっても、記載の類似性から候補者の一人に投票を帰属させることができるときは、当該候補者の有効投票とする等、できるだけ投票を有効としなければならない。」としている。

また、市・区選管委員会は、平成27年4月7日付けで、候補者別に有効投票・無効投票を判断する際の具体例を挙げた参考資料として、「平成27年4月12日執行 相模原市議会議員選挙 投票の効力（南区開票区）」と題する資料（乙12）を作成、配布したほか、選挙日の約1週間前に、担当者を集めて説明会を実施した。

小林輝明（企画財政局企画部企画政策課参事兼課長・以下「小林」という。）は、審査第2係の班長として開票事務に従事することとなっており、班員に対し、事前に手引きを読み込んでおくように指示をした。

（乙1，2，13，証人小林輝明）

## イ 選挙の実施

本件選挙区における本件選挙では、定数18人に対して29人が立候補した。

本件選挙は、期日前投票を除き、平成27年4月12日、午前7時から午後8時まで投票が行われた。（乙7）

## ウ 開票の態勢等



本件選挙の開票は、同日午後8時50分から、総合体育館大体育室に設営された1階の開票所で行われた。なお、同開票所では、同時に実施された神奈川県知事、神奈川県議会議員及び相模原市長の選挙についても開票事務が行われている。

本件選挙区選挙会に関する事務を担当する選挙長であり開票に関する事務を担当する開票管理者は区選管委員会委員長の川上一行が務め、選挙立会人は、平泉光昭ほか8人が務めた。

開票所の2階には、1階の開票所を見下ろす形で、一般参観人及び報道関係者用の席が設けられ、報道関係者については、会場内（1階席）の出入口付近（市議会議員関係の有効投票集積台のすぐそば）にも席が設けられていた。（乙2、6、7）

## エ 開票作業の状況

南区選挙会は、以下のとおり開票作業を行った。

搬入された投票箱から投票用紙を開披台に出し、これを投票用紙読取分類機にかけて、各候補者の票（有効投票）、白票、読取不能票、按分対象票に分類し、各候補者の票（有効投票）は点検1班から点検5班に、白票は点検5班に、読取不能票は点検6班に、按分対照票は審査第1係に回付された。

読取不能票は、点検6班の8人の選挙会職員が有効投票と有効投票以外の票に分類し、有効投票以外の票は、審査第1係に回付された。

審査第1係は、藤田知正（生涯学習課参事兼課長）が班長を、篠崎隆則（建築審査課担当課長）が副班長を務め、他の8人の班員とともに、2人1組で、回付されてきた票を有効投票、有効投票以外の票及び按分対象票に効力判定をして分類し、有効投票以外の票及び按分対象票を審査第2係に回付した。

審査第2係は、小林が班長を、増田美樹夫（環境経済局環境共生部津久

井地域環境課長)が副班長を務め、他の6人の班員とともに、長方形のテーブルに着席して待機し、同係に票が回付されるまでは他の係を手伝い、開票から1時間程してからは、審査第1係から回付されてきた票を、2人1組となって、有効投票、無効投票及び按分対象票に効力判定をして分類し、100票単位で票せんを付し、バーコードシールを貼り、小林が票せんに署名をした。各組の職員は、分類するに際し、必要に応じて班長又は副班長に確認した。なお、審査第2係では、審査第1係において無効事由ごとに無効と効力判定されて分類された票については、改めて有効か無効かの効力判定を行うことはなかったが、他の区分の票が混じっていないかという程度の確認は行っていた。

上記の過程を経た投票用紙は、選挙長及び選挙立会人のもとに回付され、同人らの前面に設置されていた有効投票集積台の上に置かれた。

なお、無効投票合計2487票の内訳は、「候補者でない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの」が183票、「2人以上の候補者の氏名を記載したもの」が1票、「候補者の氏名のほか、他事を記載したもの」が13票、「候補者の何人を記載したかを確認し難いもの」が58票、「白紙投票」が1683票、「単に雑事を記載したもの」が306票、「単に記号、符号を記載したもの」が243票であった。

南区選挙会は、翌4月13日午前0時27分に閉会となったが、原告の得票総数は3304票、大槻和弘の得票総数は3303.339票と判定された。(乙2, 3, 6, 7, 13, 14, 15, 証人小林輝明, 証人増田美樹夫, 証人山田恵一)

#### オ 開票作業後の投票保存箱の管理状況

開票作業が同日午前0時27分に終了して南区選挙会が閉会となった後、有効投票集積台に置かれていた投票用紙は段ボール箱(投票保存箱)に収められた上、投票保存箱にテープが貼られて押印の上封印され、同日

午前2時頃、総合体育館の役員控室に搬入されたが、同室には、午前3時30分頃まで、常時、市選管委員会の職員の誰かが在室していた。

午前3時30分頃になって、市選管委員会の伊藤主査と藤原主事が、最後に同室を離れ、総合体育館の管理事務所職員に役員控室の施錠を依頼し、午前3時35分、同体育館の最終退館セキュリティがセットされ、午前3時42分から、警備会社による巡回警備が開始された。

同日午前11時過ぎ、会場準備係の係員（井出主査ほか約9人）が、解錠された役員控室から投票保存箱を搬出し、正午前、当麻倉庫に搬入して、以後、同所において保管された。（乙4）

#### カ 本件異動票

本件異動票の存在については、開票作業中、審査第1係及び審査第2係の班員で、その存在に気がついた者は誰もいなかった。

#### キ 大槻和弘による異議の申出

大槻和弘は、平成27年4月27日、市選管委員会に対し、大槻和弘と大槻研の按分とされた票及び無効票2487票を開示し、大槻和弘の得票数を再確定するよう求める旨の異議の申出をした。

市選管委員会は、同年5月7日から同月11日にかけて、審査第1係及び審査第2係の班員に対して聞き取り調査を行った上、同月20日、大槻和弘、市・区選管委員会等の立会いのもと、区選管委員会が保管する封印された投票用紙保存箱の提出を受けてこれを開披し、按分票、無効票並びに大槻和弘及び大槻研の有効票の3種類である合計7888票を再点検した。

市選管委員会は、同月25日、無効票のうちの白票数について、南区選挙会が決定した1683票より8票多い1691票とした上、按分票、大槻和弘及び大槻研の各有効票の効力判定は正当であるものの、無効票の中に大槻和弘の有効票と判定できる票が1票あったため、大槻和弘の

得票数が3304.340票となり、原告の得票数3304票を上回る  
ことになったことから、原告の当選を無効とし、大槻和弘を当選人とす  
る旨の原決定をしてその旨告示した。(甲1, 乙2)

#### ク 原告による審査の申立て

原告は、平成27年6月10日、被告に対し、法202条2項に基づき、  
原告の当選を無効とする旨の原決定を取り消す旨の裁決を求めて審査を  
申し立てた。

被告は、原告、大槻和弘、市・区選管委員会立合いのもと、全候補者  
の有効投票及び無効投票について開披作業を行った。

その結果、被告は、同年8月7日、本件異動票(「大つきか●ひ」)が開  
票確定後に潜り込まされたとは認められず、また、本件異動票は、大槻  
和弘又は大槻研のいずれを記載したものが明らかでないとして無効投票  
に分類されたものと考えられるところ、同票は、「大つきかずひろ」と書  
こうとして誤記したものと認められるから、大槻和弘に対する有効投票  
と判断するのが相当であり、そうすると、大槻和弘の得票数が3304.  
340票となって、原告の得票数3304票を上回るとして、原告の審  
査の申立てを棄却する旨の本件裁決をした。(甲2)

#### ケ 白票の数の齟齬について

本件選挙では、前記のとおり、大槻和弘による異議の申出に際して行わ  
れた投票用紙の開披再点検の結果、白票が選挙録よりも8票多く発見さ  
れるに至ったが、その後の調査により、開票作業終盤になって投票総数  
が投票者総数を6票上回っていることが判明したことから、担当職員が、  
再点検を行うことで生じる開票事務の混乱等を恐れるとともに、開票事  
務を早く終了させるため、候補者の得票数に影響のない白紙投票の端数  
束の投票数を8票少なくすることで辻褄を合わせる集計をしたことによ  
ることが判明したが、候補者の得票数への直接の影響はないものであっ

た。(乙8)

- (2) 前記前提事実及び認定事実（以下「認定事実等」という。）によれば、本件選挙区は、平成27年4月12日午後8時50分から開票作業が開始され、審査第1係及び審査第2係による効力判定を経た投票用紙は、すべて選挙長及び選挙立会人の前面に設置された有効投票集積台に集められ、その後、翌13日午前0時27分に南区選挙会が閉会となり、当選者が確定されたという経過の中で、これらの投票用紙は、投票保存箱に収められるまでの間、上記有効投票集積台の上に置かれていたものであり、前記認定のとおり、開票所となった総合体育館の構造、開票所内の有効投票集積台と選挙長らの座席や報道関係記者席、一般参観人席との位置関係等に照らすと、衆人環視のもとにあったといえることができるから、このような状況のもとで、何者かが無効票の中に本件異動票を紛れ込ませるといふことは極めて困難であると考えられる。

また、認定事実等によれば、有効投票集積台上に集められていた投票用紙は、投票保存箱にすべて収納されて封印され、同日午前2時頃に総合体育館の役員控室に搬入され、同室には市選管委員会の職員が常時在室していたところ、同日午前3時30分に職員が離室した後、同日午前3時35分に総合体育館の最終退館セキュリティがセットされたというのであり、以上の経緯に照らすと、投票保存箱は、常時職員の監視下にあったと認められるから、投票保存箱が封印された後も、無効票の中に本件異動票を紛れ込ませる機会があったと認めることはできないというべきである。

さらに、認定事実等によれば、投票保存箱は、同日午前11時過ぎに会場準備係の係員によって解錠された役員控室から搬出され、同日正午前に当麻倉庫に搬入されたというのであり、このような搬入及び搬出の過程に照らせば、有効投票、白紙投票、無効投票及び按分投票など複数に分類された投票用紙が収められた封印をされた投票保存箱の中の、更に「候補者の

何人を記載したかを確認できないもの」という無効事由に分類された無効投票の中に本件異動票を紛れ込ませることは至難のことといわざるを得ないから、このような事実があったと認めることはできない。

なお、原告は、審査第1系の班員は、誰も本件異動票を見たとは述べておらず、「候補者の何人を記載したかを確認できないもの」に分類したとも述べていない旨を主張するところ、審査第1係及び審査第2系の班員は、開票作業中、本件異動票を見た記憶がない旨の供述をしているが（乙1ないし3、証人小林輝明、証人増田美樹夫、証人山田恵一）、本件選挙区の開票作業では、限られた時間内に極めて多数の票の効力判定を行わなければならないのであるから、個々の票の記載内容まで覚えていなくとも何ら不自然ではなく、同系の班員が誰も記憶していないからといって、直ちに本件異動票が当選確定時に存在しなかったと認めることはできない。

また、原告は、審査第2係において無効票は一切点検していなかった旨を主張するが、認定事実等によれば、審査第2係においても、審査第1係において無効事由ごとに無効と効力判定されて分類された票について、他の区分の票が混じっていないかなどの確認は行っていたというのであり、原告の主張はその前提を異にするから、上記主張は採用できない。

さらに、原告は、本件選挙では選挙録よりも8票多い白票が見つかった旨を主張するところ、前記認定事実によれば、白紙投票の端数の束に書かれた集計用の票数の数字を書き換えて辻褃を合わせようとしたというのであり、候補者の得票数への直接の影響はなかったのであって、このような事実があったからといって、本件異動票が当選確定時に存在していなかったと認める根拠になるものではない。

以上によれば、争点1に関する原告の主張は、いずれも採用できない。

## 2 争点2（本件異動票は、無効票と解すべきか否か）について

法67条後段は、投票の効力の決定に関し、「その決定に当っては、第68

条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定するところ、その趣旨は、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合をいい、その際には、当該選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、記載の類似性から候補者の一人に投票を帰属させることができるときは、当該候補者の有効投票とするなど、できるだけ投票を有効としなければならないとするものであると解される（昭和27年判例，昭和31年判例，昭和42年判例参照）。

以上の趣旨にしたがって本件異動票をみると、「大つきか●ひ」は、姓の部分である「大つき」において「大槻」と完全に一致している上、名の部分である「か●ひ」についても、大槻研の「けん」とは、文字の上でも音感の上でも類似性を認めることは到底できないものの、大槻和弘の「かずひろ」とは、1文字目と3文字目が一致しているのであって、このような本件異動票の氏名記載に照らせば、選挙人の意思としては、「かずひろ」と記載しようとして「か●ひ」と誤記及び脱字したものと解するのが相当である。

したがって、本件異動票は、大槻和弘に対する有効投票と認めるのが相当であるから、これを無効票と解すべきとする原告の主張は採用できない。

- 3 以上に認定，説示したところによれば，原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官

奥田正昭

裁判官

吉村真幸

裁判官

三村 義幸